

令和5年10月1日 制定

(目的)

第1条 この要綱は、原油価格の高騰の影響を大きく受けながらも便数等を維持して運行を継続している地域公共交通事業者を支援することを目的とし、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月2日規則第38号。以下「補助金規則」という。）に定めがあるもののほか、当該補助金の交付に関して必要な事項を定める。

(補助の対象等)

第2条 対象となる事業は別表1に定めるとおりとし、それぞれの事業において経費及び補助の額は別表2～4に定めるとおりとする。

(交付申請)

第3条 申請者は、補助金規則第5条第1項に基づき補助金の交付を申請するときは、補助金交付申請書（様式第1号）及び別表に定める交付申請書添付書類を当該補助事業を実施する年度の2月末日までに市長に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定)

第4条 市長は、補助金規則第6条による補助金の交付決定を行うときは、補助金交付決定通知書（様式第2号）により速やかに申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、補助金規則第6条第3項による補助金の交付が不相当である旨の通知を行うときは、補助金不交付決定通知書（様式第3号）をもって速やかに申請者に通知するものとする。

(補助事業の変更等)

第5条 補助事業者は、補助金規則第7条第1項第1号に掲げる承認を受けようとするときは補助金交付決定内容変更承認申請書（様式第4号）を、同第2号に掲げる承認を受けようとするときは補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第5号）を、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、承認することが適当であると認めたときは、その旨を補助金交付決定内容変更承認通知書（様式第6号）又は補助事業中止（廃止）承認通知書（様式第7号）により、補助事業者に通知するものとする。

(実績報告書の提出)

第6条 補助事業者は、補助金規則第15条に基づき補助事業の実績を報告しようとするときは、補助金事業実績報告書（様式第8号）及び別表に定める実績報告書添付書類を事業終了後速やかに市長までに提出しなければならない。

(交付額の確定)

第7条 市長は、補助金規則第16条による補助金の交付額の確定を行ったときは、補助金額確定通知書（様式第9号）により、速やかに補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第8条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金請求書(様式第10号)を市長の定める期日までに市長に提出しなければならない。

- 2 前項の請求があったときは、市長は速やかに補助金を補助事業者に支払うものとする。
- 3 市長は、補助事業者から補助金概算交付要望(請求)書(様式第10号)による請求があったときは、交付決定額を限度として概算払をするものとする。

(交付決定の取消し)

第9条 市長は、補助金規則第19条による補助金の交付決定の全部又は一部を取消したときは、速やかに、その旨を補助金交付決定取消通知書(様式第11号)により当該補助事業者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付を取消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて補助金を返還させるものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年10月1日から施行する。